

## I 測定結果の概要

※ ( )内の数字は測定地点(局)数を示す。

### 1 大気汚染の状況

#### (1) 一般環境大気測定局

二酸化硫黄(31)、二酸化窒素(47)、一酸化炭素(4)、浮遊粒子状物質(43)及び微小粒子状物質(33)については、全ての有効測定局(年間6,000時間(微小粒子状物質は250日)以上測定した局)で環境基準を達成した。光化学オキシダント(43)は依然として有効測定局43局全てで環境基準を達成しなかった。

#### (2) 自動車排出ガス測定局

二酸化硫黄(1)、二酸化窒素(10)、一酸化炭素(9)、浮遊粒子状物質(10)及び微小粒子状物質(7)は、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

### 2 有害大気汚染物質の状況

#### (1) 有害大気汚染物質

ベンゼン(14)、トリクロロエチレン(14)、テトラクロロエチレン(14)及びジクロロメタン(14)は、全ての測定地点で環境基準を達成した。

#### (2) PRTR 対象物質

PRTR 対象物質の調査では、測定した9物質が全ての調査地点(6)で検出された。トルエンが最も高濃度で検出され、ジクロロメタン、総キシレンの順に濃度が高かった。

### 3 水質汚濁の状況

#### (1) 公共用水域

生活環境の保全に関する項目の河川におけるBOD、湖沼・海域におけるCODは、河川(64)の63地点、湖沼(2)の1地点、海域(54)の48地点で環境基準を達成した。

浜名湖(3)の全窒素は1地点で環境基準を達成しなかった。浜名湖(3)の全燐については、全測定地点で環境基準を達成した。また、佐久間ダム貯水池の全燐は環境基準を達成しなかった。

人と健康の保護に関する項目については、全測定地点(135)で環境基準を達成した。

#### (2) 地下水

地下水の概況を把握するための環境モニタリング調査(45)では、4地点で砒素が、2地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成しなかった。

これまでの調査で環境基準を達成しなかった地区を継続監視するため実施している定点モニタリング調査では、34地区119地点のうち、23地区35地点で環境基準を達成しなかった。

### 4 ダイオキシン類の状況

大気(20)、地下水(17)、水質(43)、土壌(15)及び底質(41)について、全地点で環境基準を達成した。

### 5 未規制化学物質等の状況

5河川5地点の水質について、内分泌かく乱作用の疑いのある2物質を調査し、3地点で1物質が検出された。有機スズ化合物については調査した2物質について目安値を達成した。

6 自動車騒音の状況

面的評価では、道路（総延長 2,435.6km）に面する地域の住居等（257,959 戸）のうち、昼間及び夜間とも環境基準を達成したのは 96.9%であり、昼間のみは 1.1%、夜間のみは 0.5%であった。

7 航空機騒音の状況

航空自衛隊静浜基地（2）及び航空自衛隊浜松基地（2）において騒音測定を実施した結果、全測定地点で環境基準を達成した。

8 新幹線鉄道騒音の状況

新幹線沿線地域の軌道から 25m の地点（25）のうち、14 地点（56.0%）で環境基準を達成した。

9 新幹線鉄道振動の状況

新幹線沿線地域の軌道から 25m の地点（9）のうち、全地点で指針値に適合した。